



# 宮 崎 県 公 報

平成24年10月22日（月曜日） 第 2431 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 漁具の標識を設置しなければならない漁業……（水産政策課） 1
- 道路の区域の変更（2件）……（道路保全課） 1
- 道路の供用の開始（2件）……（ " ） 1
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……（砂防課） 2

頁

### 公 告

- 土砂災害警戒区域の指定……（砂防課） 2
- 土砂災害特別警戒区域の指定……（ " ） 2
- 港湾施設の廃止……（港湾課） 2
- 准看護師試験の実施……（医療業務課） 2
- 入札公告…… 3
- 海区漁業調整委員会指示
- 漁業法に基づく指示…… 3

## 告 示

### 宮崎県告示第 719号

宮崎県漁業調整規則（昭和39年宮崎県規則第23号）第53条第1項の規定に基づき、漁具の標識を設置しなければならない漁業を次のように定める。

なお、漁具の標識を設置しなければならない漁業（平成12年宮崎県告示第 911号）は、廃止する。

平成24年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 共同漁業権に基づく雑魚小型定置網漁業（身網の設置される場所の最深部が最大高潮時において水深15メートル以上であるもの。）
- 2 漬け漁業（漁業法に基づく指示（平成12年宮崎海区漁業調整委員会指示第61号）の規定に基づく承認を受けたものを除く。）

### 宮崎県告示第 720号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年10月22日から平成24年11月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
	国道	国道 388号	東臼杵郡美郷町西郷区田代字ワルカレ4559番1地先から同郡同町同区田代字谷内4673番7地先まで	旧	8.0 ～ 46.0	780.9
				新	8.0 ～ 46.0	780.9

### 宮崎県告示第 721号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成24年10月22日から平成24年11月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延 長（メートル）
215	県道	大保下曾木停車場線	延岡市北方町藤の木字下藤ノ木西1298番1地先から同市同町藤の木字坂元西1294番6地先まで	旧	5.1 ～ 5.7	47.1
				新	11.4～ 20.2	47.1

### 宮崎県告示第 722号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年10月22日から平成24年11月5日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 218号	延岡市北小路1140番1	平成24年10月22日

			地先から同市北小路16番2地先まで
--	--	--	-------------------

**宮崎県告示第 723号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成24年10月22日から平成24年11月 5 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
215	県道	大保下曾木停車場線	延岡市北方町藤の木字下藤ノ木西1298番1地先から同市同町藤の木字坂元西1294番6地先まで	平成24年10月22日

**宮崎県告示第 724号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成24年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 宮の元地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 5 号を順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 5 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字城ヶ谷4458- 3
2	” ” ” ” 4456- 6
3	” ” ” ” 字家長ノ川4460- 5
4	” ” ” ” 4464- 21
5	” ” ” ” 4464- 14

**宮崎県告示第 725号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成24年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
串間市	舳 2	I-1-0518	急傾斜地の崩壊
	舳 1	I-1-0519	急傾斜地の崩壊
	舳1-新①	I-1-0519-新①	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び串間土木事務所に備えて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 726号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成24年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
串間市	舳 2	I-1-0518	急傾斜地の崩壊
	舳 1	I-1-0519	急傾斜地の崩壊
	舳1-新①	I-1-0519-新①	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び串間土木事務所に備えて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 727号**

宮崎県が管理する次の港湾施設を廃止する。

なお、関係図面は、宮崎県県土整備部港湾課及び宮崎県北部港湾事務所に於いて公衆の縦覧に供する。

平成24年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 名	港 湾 施 設				
	区分	種類	位置（図面対象番号）	数 量	能 力
細島港	外郭施設	護岸	日向市竹島町 2 番 1 及び 4 番（B-5-29）	延長 262.0メートル	天端高 3.5メートル

**公 告**

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第 203号）第18条の規定に

より、平成24年度准看護師試験を次のとおり実施する。

平成24年10月22日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 試験の日時  
平成25年2月15日（金曜日）  
午後1時30分から午後4時まで
- 2 試験の場所  
宮崎市古城町丸尾 100番地  
学校法人大淀学園 宮崎産業経営大学
- 3 受験願書の受付期間  
平成25年1月4日（金曜日）から1月11日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）。郵送の場合は、1月11日付けの消印のあるものまで有効とする。
- 4 その他  
詳細については、最寄りの保健所、都城市健康部健康課、延岡市福祉保健部健康増進課若しくは椎葉村福祉保健課又は宮崎県福祉保健部医療業務課（電話0985（26）7450）に問い合わせること。

#### 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成24年10月22日

宮崎県水産試験場長 山 田 卓 郎

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 業務名及び数量 漁業調査取締船「みやざき丸」上架整備（定期検査及び修繕）業務 一式
  - (2) 業務内容 入札説明書による。
  - (3) 履行期間 平成24年12月11日から平成25年1月18日まで
  - (4) 履行場所 みやざき丸の定けい港（宮崎港）から250マイル以内のドック（落札者が所有し、又は契約するものに限る。）
  - (5) 入札方法 (1)の業務について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格  
この業務に係る入札に参加する資格を有する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 平成24年宮崎県告示第163号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種のうち、営業種目が車両・船舶・航空機類で、種目が船舶販売・整備のものであること。
  - (2) ドックの方法が乾ドック又は浮ドックであること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
  - (1) 場所 宮崎県水産試験場管理課 宮崎市青島6の16の3 郵便番号 889-2162 電話番号0985（65）1511
  - (2) 期間 平成24年10月22日から平成24年11月21日まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- 4 入札説明書の交付場所及び交付期間
  - (1) 場所 宮崎県水産試験場管理課
  - (2) 期間 平成24年10月22日から平成24年11月21日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

- 5 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出場所、提出期限及び提出方法
  - (1) 提出場所 宮崎県水産試験場管理課
  - (2) 提出期限 平成24年11月21日午後5時
  - (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- 6 入札参加資格確認の結果の通知  
入札参加資格確認の結果は、平成24年11月28日までに通知する。
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
  - (1) 提出場所 宮崎県水産試験場管理課
  - (2) 提出期限 平成24年12月4日午後1時
  - (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）
- 8 開札の場所及び日時
  - (1) 場所 宮崎県水産試験場2階会議室 宮崎市青島6の16の3
  - (2) 日時 平成24年12月4日午後2時
- 9 入札保証金  
入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項  
宮崎県財務規則第125条に規定する入札のほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
  - (2) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札時点において入札参加資格のないものした入札
  - (3) 提出書類において不正があった入札
- 11 落札者の決定方法  
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等  
宮崎県水産試験場管理課 宮崎市青島6の16の3 郵便番号 889-2162 電話番号0985（65）1511
- 13 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 14 その他
  - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
  - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
  - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
  - (1) Nature of service and quantity required:Periodic Inspections and Repairs for the Fisheries Research and Patrol Vessel "Miyazaki Maru"
  - (2) Time limit for tender:November 21,2012 5:00 p.m.
  - (3) Contact point regarding the notice:Miyazaki Prefectural Fisheries Experimental Station,Aoshima 6-16-3,Miyazaki City,889-2162,Japan,TEL:0985-65-1511

### 海区漁業調整委員会指示

#### 宮崎海区漁業調整委員会指示第99号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、次

のとおり指示する。

平成24年10月22日

宮崎海区漁業調整委員会会長 村 田 壽

漬け漁業は、次の操業区域及び操業期間以外営んではならない。

操業期間以外にあっては、設置者の責任のもとで漬けを撤去しなければならない。

ただし、宮崎海区漁業調整委員会指示第61号の承認に基づいて営む場合には、この限りでない。

なお、平成24年宮漁調委指示第97号は廃止する。

1 操業区域及び操業期間

操業区域	操業期間
① 次のイ、ロ、ハ、ニ及びイを順次に結んだ線に囲まれた海域。 イ イクイ碇から97度、10,400メートルの点 （世界測地系北緯32度26分31秒、東経 131度48分19秒） ロ 大分県深島南端（灯台）から 156度58分、6,744メートルの点 （世界測地系北緯32度39分33秒、東経 131度57分16秒） ハ ロから90度、 8,100メートルの点 （世界測地系北緯32度39分33秒、東経 132度2分28秒） ニ イから90度、 8,100メートルの点 （世界測地系北緯32度26分31秒、東経 131度53分30秒）	4月1日から11月30日まで
② 次のホ、へ、ト、チ及びホを順次に結んだ線に囲まれた海域。 ホ 世界測地系：北緯32度17分00秒、東経 131度55分00秒 へ 世界測地系：北緯32度35分00秒、東経 132度5分00秒 ト 世界測地系：北緯32度35分00秒、東経 132度9分00秒 チ 世界測地系：北緯32度17分00秒、東経 132度0分00秒	9月1日から翌年1月31日まで

2 設置基数

操業区域②に設置する漬けの基数は5基を上限とする。

3 指示の有効期間

平成24年10月22日から平成27年3月31日まで